

令和7年度 えべつ地域創生の会調査報告書

1 調査年月日

令和8年2月2日(月)～4日(水)

2 調査項目及び調査地

【調査項目】

- ① 習志野市 公共施設再生の取組について
- ② 入間市 第56回防衛問題セミナー「大規模自然災害への備え～入間基地の役割と地域防災のあり方～」
- ③ 武蔵野市 基金の債券運用について

【調査地】

千葉県習志野市
埼玉県入間市
東京都武蔵野市

3 議員名

岡 英彦
本間 憲一
猪股 美香
鈴木 誠

4 調査報告書

別紙のとおり

5 その他

2026年2月2日

習志野市役所

1. 習志野市の概要

千葉県習志野市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心からは約30km圏であり、鉄道による東京駅からの所要時間は約30分である。昭和40年代から50年代にかけて、2度にわたる公有水面の埋め立てにより、市域は拡大。昭和45年には、まちづくりの理念として「文教住宅都市憲章」を制定し、市民生活を最優先としたまちづくりを推進してきた。この時期に、住宅団地開発や学校施設、幼稚園・保育所、公民館等の公共施設の整備、教育及び文化の振興、住環境の保全を推進した。現在、人口約17万5千人、面積20.97km²である。

2. 公共施設再生の取組

(1) 公共施設再生の経過と現状

2005年、施設カルテの作成をはじめとする庁内検討を開始し、2009年、実態把握としての「公共施設マネジメント白書」を策定。2010年には対策案検討として「第三者委員会」の設置をし、翌2011年には対策案として第三者委員会からの提言書を受理した。これをもって、2012年に「公共施設再生基本方針」を策定し、「公共施設白書」を更新の上、「公共施設再生計画」を経て、2016年に行動計画として「公共施設等総合管理計画」策定に至った。

習志野市の公共施設の多くは1981年以前の旧耐震基準によるものが72%を占めており、1982年以降の新耐震基準による建物は28%にとどまっていた。

(2) 公共施設再生の取組の目的と目標

時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供することや、人口減少社会の中で持続可能な都市経営の実現と将来世代に負担を先送りしないことを目的とし、公共施設を適正に維持しつつ、延床面積を削減し、再生整備に必要な事業費を30%圧縮することを目標として、事後保全から予防保全に転換し、長寿命化を図りライフサイクルコストを低減させることとした。

(3) 民間活力導入の必要性

公共施設の約8割が築30年以上経過している。現在と同規模を建て替えるとする、25年間で965億円必要になると試算をしているが、財政状況から約4割しか更新が出来ないと判断。今後の人口減少、生産年齢の減少、及びこれに伴う財政状況等の社会情勢の変化を予測し、公共施設再生計画を実行していくためには、民間活力の導入が必要と結論付けた。

3. 大久保地区公共施設再生事業について

(1) 事業の概要と背景

時代に伴う社会の変化と将来を見据えて老朽化した公共施設の再生を行うにあたり、生涯学習の拠点機能の拡充と地域の活性化を目的とし「持続可能な文教住宅都市の実現」を理念に掲げた。また、この事業をモデル事業と位置づけ、8施設の機能を保ちながら、4つ

の公共施設の集約化を図ることとし、さらには習志野市では初めてのPFI事業とした。これにより、施設の再整備を行い、これらの施設の維持管理業務及び運營業務を一体的に実施することで、民間事業者へのサービス対価を約72億円とした。PFI事業と併せて、市有地を定期借地権により貸し出すことで、民間事業者によりPFI事業と一体となった民間付帯事業の実施も可能となった。

(2) 合意形成

三年間にわたる市民向け説明会を7回、その他、出前講座などの個別説明会を実施し、アンケート調査、ワークショップ開催などを経て、チラシを作成して全戸配布するなど丁寧な合意形成に努めた。

(3) 事業の推進に向けて

情報の開示と議会、市民への丁寧な説明を基本とし、民間事業者とのコミュニケーションにより、地域の事業者の参画を誘導し、公共の担い手の拡大に努めた。

4. 所管

人々の生活や福祉、経済活動を支える基盤となる施設や設備を指す社会インフラ。それは、私たちの生活の質を向上させ、経済活動を活発化させるために欠かすことができないものであり、人々の生活の安定と社会の維持に貢献しているものである。日本において、その社会インフラの多くは、第二次世界大戦終戦後から1970年前後の高度経済成長期に整備されたものであり、それらの社会インフラは現在、老朽化状況にあり、集中して更新の時期を迎えており高齢化が顕著である。この度の習志野市における公共施設再生の取組においては、施設の絶対数が減ることでの効果は大きいと考える。但し、統廃合に対する抵抗感は強くなる傾向にあり、より丁寧な説明など、住民の合意形成が課題である。江別市においても「第一期公共施設等総合管理計画」が策定されているが、令和8年度はその見直しを予定していることから、施設の集約化などについて引き続き注視してまいりたい。

第56回防衛問題セミナー

大規模自然災害への備え～入間基地の役割と地域防災のあり方～

令和8年2月3日(火)

入間市産業文化センター

●研修概要

テーマ: 第56回防衛問題セミナー「大規模自然災害への備え～入間基地の役割と地域防災のあり方～」

参加目的: 地域の防災拠点である基地の役割を理解し、大規模自然災害に備えるため、今後の江別市における防災計画や危機管理意識の向上に活かす。

● 第1部:大規模震災に対する入間基地の備え

講師:航空自衛隊入間基地司令 空将補 杉山 公俊 氏

1. 入間基地について

入間基地は、埼玉県狭山市・入間市域にまたがる航空自衛隊の基地であり、中部航空方面隊司令部が配置されている航空自衛隊最大規模の航空基地である。首都圏(政治の中核)に近く、かつ大型輸送機が離着陸できるため、震災発生時には全国へ隊員や物資を送り出す起点となり、災害時には全国の基地や民間から集まる救援物資を航空機に積み込み、被災地の空港へピストン輸送する「ハブ空港」の役割を果たす。

2. 災害派遣の位置づけについて

防衛省・自衛隊は、防風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの自然災害のみならず、火災、海難、航空機の墜落、列車事故などの人為的な災害において、都道府県知事等からの災害派遣要請を受け、【災害対策基本法】と【自衛隊法】に基づき人命救助・応急復旧・生活支援などを行う。

基本的な考え方としては、原則◎緊急性、◎非代替性、◎公共性 を総合的に勘案し、やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣。都道府県知事などが、区域内の災害の状況を全般的に把握し、都道府県などの災害救助能力などを考慮した上で自衛隊の派遣の要否などを判断するのが最適との考えによるものである。ただし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に部隊等を派遣する。

対応としては、◎初動対処体制の整備、◎人命救助活動(最優先)、◎生活支援 などを実施するが、事後は地方公共団体のニーズに基づく活動へと移行する。

自衛隊の支援を真に必要としている方々が、支援に関する情報により簡単にアクセスすることができるよう、災害対策旧ツイッター(X)を開設している。

3. 災害派遣の実績について

◎平成16年 阪神・淡路大震災

◎平成29年 東日本大震災

平成30年 熊本地震

令和6年 能登半島地震 など

入間基地は、中部地域の空の守りを統括する司令部機能を有しており、輪島基地を含む各部隊に対する指揮・後方支援の拠点としての役割を担っている。令和6年1月1日に発災した能登半島地震の際には、輪島基地において、被災した1,000人ほどの住民を受け入れた。基地では元旦だったため、隊員が40人ほどしか残っておらず、40人で受け入れの対応を

行った。また、市内の搜索と救助にも従事しており、翌1月2日には入間基地からも支援に入った。主な内容としては、ドローンによる情報収集や物資輸送、ヘリによる物資輸送、被災者の輸送等である。

4. 入間基地の役割

入間基地は首都圏に近く、東京ディズニーリゾート3個分の広大な敷地を有している。所属隊員数は航空自衛隊最大であり、令和3年には災害対処拠点として自衛隊入間病院が開院した。入間基地には、◎C-2(輸送機)、◎CH-47J(輸送ヘリ)、◎T-4(偵察機)、◎U-4(多用途支援機)等が配備されており、飛行場も有していることから、全国の病院へ中継する広域医療搬送拠点として、広域搬送拠点時医療施設の役割も有している。また、人命救助システムⅡ型も配置されており、災害対応に向けて日ごろ訓練を実施している。

5. 所感

入間基地は、災害時に関東圏の支援へ向かうハブとなることや、過疎地等からの急患輸送等の役割を担っていることから、直接的な地域住民への支援というよりは、周辺自治体を含めた広域支援を担うための役割が大きい。そうしたことから、日ごろから近隣住民への理解を求めるために、災害時の「お互い様」精神を持って頂けるような取り組みが重要となると感じた。また、発災時には被災者を受け入れるような立場になりうることから、地域支援への移行時には地域住民による協力や理解が不可欠となる。今回のようなセミナーを重ねることで、近隣住民を災害支援のパートナーとして参画できるような意識醸成と仕組みの構築がとても大切になることを学んだ。

●第2部: 荒ぶる自然災害に向かい合い命を守る防災を考える

講師: 東京大学大学院情報学環 特任教授 片田 敏孝 氏(専門: 災害社会工学)

…災害への危機管理対応、災害情報伝達、防災教育、避難誘導策のあり方等について研究するとともに、地域での防災活動を全国各地で展開している。特に、釜石市においては、平成16年から児童・生徒を中心とした津波防災教育に取り組んでおり、地域の災害文化としての災いをやり過ごす知恵や災害に立ち向かう主体的姿勢の定着を図ってきた。平成24年には、防災の功労者として2つの内閣総理大臣表彰を受賞している。また、内閣府中央防災会議や中央教育審議会をはじめ、国・外郭団体・地方自治体の多数の委員会、審議会に携わり、研究成果を紹介しながら防災行政の推進にあたっている。

1. 近年の災害の傾向について

令和6年元旦の能登半島地震では、最大震度7の大地震が起きた。災害の専門家でありながら、能登での大地震は「想定外」。「想定外」が常態化している現状と、激甚化する気象災害に備えていかなければならない。これまでも、首都直下型地震や南海トラフ地震などは、国の防災会議等で検討してきたが、災害の予測は長いスパンでの予測しかできず、実際としてはどこで何が起こるか分からないのが現状である。

2. 「命を守る」本質の議論:

平成30年の7月に起きた西日本豪雨では、ハザードマップで浸水が予想されていたにもかかわらず、多くの犠牲者が出てしまった。現地調査や検証報告書の作成等に関わる中で、主客分来、助かる社会・守れる社会を目指すこととし、災害対策基本法の見直しWGにも参画した。片田教授は、「想定にとらわれるな」をキーワードに、災害対策基本法を見直していた。

東日本大震災において今も語られる「釜石の軌跡」がある。2011年の東日本大震災時、釜

石市の小中学生約3,000人のうち、99.8%が生存した。この驚異的な生存率の背景にあったのが、片田教授が8年前から粘り強く続けてきた防災教育である。「ハザードマップを見るな。自分の目を見て、自分の足で逃げろ」と教え続けた結果、津波が来た際、子供たちが自らの判断で高台へ駆け出し、それを見た大人たちも避難を始め、多くの命が救われたのが、この釜石の軌跡である。2018年の西日本豪雨(平成30年7月豪雨)では、逆に「行政の避難勧告」を待ってしまったことで犠牲者が出た地域があったことから、「釜石での成功(自律的避難)」と「西日本豪雨での課題(行政依存)」を対比させ、今の日本に必要なのは「守られる」のではなく「自らを守る」姿勢であると説いている。

◎想定にとらわれるな: ハザードマップや過去の経験を過信せず、その時の状況で最善を判断する。

◎その状況下で最善を尽くせ: 避難場所が危ないと思ったら、さらに高い場所へ移動する。

◎率先避難者たれ: 自分がまず逃げることで、周囲の人間を動かし、集団避難を誘発する。この避難三原則を、釜石と西日本豪雨の教訓として強く語っていた。

3. 行政の限界(公助の限界)と、自助・共助の再定義

行政の公助には限界がある。これらを補うものとして、「自助・共助」を以下のように再定義している。

自助の再定義: 「行政への依存」から「主体的生存」へ

・旧来: 「行政が逃げろと言ったら逃げる(指示待ち)」

・新定義: 「自らの命を、自らの判断で守り抜く」。ハザードマップ(公助の目安)に命を預けるのではなく、目の前の状況で最善を尽くすこと。

共助の再定義: 「助け合い」から「巻き込み避難」へ

・旧来: 「避難所で協力して生活する(事後)」

・新定義: 「率先避難者となり、周囲を避難に巻き込む(事前)」。釜石の小中学生が走ったように、自らの行動で隣人の「正常性バイアス(自分は大丈夫という思い込み)」を解除すること。

4. 所感: 片田教授の講演において最も深く感銘を受けたのは、『行政に命を委ねるな』という一喝に近いメッセージである。西日本豪雨や釜石市の事例を引き合いに、行政の限界(公助の限界)を正しく絶望し、受け入れること。その絶望こそが、住民を『守られる客体』から『自ら生き抜く主体』へと変える唯一の道であると感じた。江別市においても課題は同様であると感じられる。行政任せの防災から、市民主体の防災への転換を、今回の研修をテーマに今後構築していきたい。

武蔵野市 基金の債券運用について

1. 武蔵野市の概要

武蔵野市は東京23区の西部に接しており、面積およそ11平方キロメートル、人口およそ14万8,000人の市である。吉祥寺駅周辺の商業集積や高い住宅需要により、人口密度は13,500人/平方キロメートルであり、全国でも高い水準の人口過密都市である。財政力指数は1.5程度であり、地方交付税の不交付団体となっている。各種の基金残高の総額はおよそ令和6年度末で600億円に達している。

2. 資金管理方針改定の経緯について

令和6年度までの基金運用は、足元の資金需要に柔軟に対応させるための流動性の確保を念頭において、預金85%・債券15%と預金での短期運用に偏っていた。

そのような状況の中で、効率性を追求するためにより高い運用利回りを目指すと、利率は高いが相対的に信用力への配慮が必要な金融機関への預金割合が高まっていた。

結果として、安全性の確保に不安が生じる事態となっており、加えて、効率性についても年間利回りが令和4年度実績で0.025%となっており、他自治体に見劣りする状況であることが分かったことから、資金管理方針を見直すこととなった。

3. 資金管理方針の概要について

安全性の確保、流動性の確保、効率性の追求の3つを原則とし、それぞれの課題を整理し、課題解決の洗い出しを行ったものに従って規定整備が行われている。

安全性の確保については、預金・債券全体での分散運用を徹底し、購入できる債券を国債、政府保証債、地方債、財投機関債及び格付け機関の長期信用格付けがAA相当以上の債券と明確化している。

流動性の確保については、短期から長期まで満期の異なる債券に分散して投資することで急な資金需要にも耐えられる運用手法を採用し、現金不足には証券会社から債券を担保に貸し付けを受ける売現先取引の導入を行っている。

効率性の追求については、15の基金を一つの資産と見立て運用する一括運用を採用し、資金の一部の運用年限をそれまで5年だったものを10年までに拡大している。

4. 債券運用の運用手法について

債券運用の課題としては、債券発行体の破綻により元本が回収できなくなる破綻リスクと、償還日までの間に急な資金需要が生じ、時価評価での途中売却を余儀なくされることによる資金需要への対応困難リスクが挙げられた。

破綻リスクへの対応としては、複数の発行体に分散運用することと、債券の格付けをAA相当以上に制限する運用を行っている。

資金需要への対応困難リスクについては、債券の購入年限の期間分散を行うことと、急な資金需要には債券を担保として資金調達する売現先取引を行えるように運用している。

これらを踏まえ、債券運用は国債地方債を短期から長期のベースとして、その上

に5年までの中期で財投機関債を加え、さらに3年以内の短期の社債を加えたものを現時点において望ましい債券の構成としている。

令和7年度現在で、基金全体およそ600億円のうち、100億円を預金とし、500億円の債券運用を行っている。預金の金額は債券との単純な割合ではなく、財政規模との兼ね合いや当面の資金需要を考慮して検討している。令和7年度の基金全体での利息収入は4.4億円、利回り0.72%程度と見込んでおり、今後数年で利回り1%程度まで上がっていく見込みである。

5. 債券運用での課題について

運用する限りリスクはゼロにならず、安全性の確保、流動性の確保を最優先したうえで、効率性の追求をどこまで高められるかが重要である。

地方自治法上、基金は「確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定されており、全く運用しないことも問題である。

絶対の正解はないが、基金を毀損することはあってはならず、投資家になることなく、行政として本来の意義を見失わないことが重要である。

6. 所感

近年、金利が上昇しており、国債の利回りも上がっている中で、財政規模や基金残高は異なるものの、基本的な考え方については、すぐにでも他自治体で横展開できる取り組みを学ぶことができた。

債券運用を行うきっかけとなったのは、利回りを求めたというよりも、特定の金融機関への預金集中は、パイオフ(1,000万円までの保護)の観点から、数億~数百億円単位の基金を管理する自治体にとってはむしろリスクが高いと認識したことであった。一方で、国債等の高格付け債券は、発行体の信用力を前提とすれば、預金と異なり金額上限のある保護制度に依存しない点で、自治体資金の運用において重要な選択肢となることは、非常に重要な視点と言える。

また、債券運用を始めると利回りに目が行きがちになってしまうが、行政として基金本来の意義を見失わないようにすることも重要であることが認識できた。